

神奈川県川崎競馬組合経営安定化基金条例

(平成 27 年 2 月 21 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合経営安定化基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）は、組合が実施する競馬事業の経営の安定を図ることを目的として、神奈川県川崎競馬組合経営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 3 条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第 4 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 神奈川県川崎競馬組合管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用利益の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第 7 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

- (1) 競馬事業の運営に係る財源が不足する場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (2) 災害等により生じた経費の財源又は災害等により生じた減収を補填するための財源に充てるとき。
- (3) その他年度間における財源の調整を行うための財源に充てるとき。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。